平成２３年（フ）第１４３７号
さいたま市南区曲本５丁目10番８号　ケイオー武蔵浦和202号
債務者　影山　貴之
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８６号
さいたま市南区大谷場１丁目１番11号
債務者　中山　貴晴
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８９号
さいたま市桜区大字上大久保904番地10　Ａ―313
債務者　松本セツ子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９０号
さいたま市桜区大字上大久保904番地10　Ａ―313
債務者　藤吉　竜生
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島656番地１203、破産申立時の住所埼玉県上尾市緑丘２丁目12番29号　グランメール緑丘アネックス207
債務者　山下　正彦
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７２号
さいたま市緑区東浦和４丁目５番地15　アーバン宮前102号室、旧住所さいたま市岩槻区大字笹久保新田865番地３
債務者　矢島　舞子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７００号
さいたま市南区別所５丁目３番16号
債務者　栗林　健司
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２９号
埼玉県上尾市大字瓦葺2033番地　黒須コーポ205
債務者　濱田　綾子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０４号
さいたま市岩槻区城南１丁目５番２号
債務者　今村美智子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６６号
埼玉県川口市金山町13番13号メゾン小池Ａ―202号
債務者　高崎　　章
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０２号
埼玉県南埼玉郡白岡町西２丁目11番　白岡つつじヶ丘団地２―101
債務者　阿部由紀江（旧姓将月）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３７号
さいたま市緑区大字三室2459番地14
債務者　酒井　良郎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
愛知県豊田市駒新町大坂100番地１
債務者　加藤富美子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
愛知県岡崎市六名南１丁目11番地１　第３三景荘101、前住所愛知県安城市横山町下管池65番地１　サン・コーポラス下管池６―303
債務者　清水　啓成
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
愛知県安城市百石町１丁目20番地３　ハイドリームマンション106
債務者　杉田建築こと　杉田　孝夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
三重県伊勢市常磐３丁目２番１号
債務者　打田　真也
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６４３号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目21番地の２
債務者　久葉香代子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで神戸地方裁判所姫路支部